

国立大学法人高知大学職員の自己啓発等休業に関する規則

平成 21 年 3 月 11 日
規 則 第 105 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 56 条の 2 の規定に基づき、国立大学法人高知大学職員の請求に基づく大学等における修学又は国際貢献活動のための休業の制度を設けることにより、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において「職員」とは、就業規則第 3 条第 1 項に規定する職員をいう。
- 2 この規則において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。
- 3 この規則において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 4 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして学長が認めたものに参加することをいう。
- 4 この規則において「自己啓発等休業」とは、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。

(自己啓発等休業の承認)

- 第 3 条 学長は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。
- 2 前項の自己啓発等休業の期間は、大学等における修学のための休業にあつては 2 年(大

学等における修学の成果をあげるために学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 97 条に規定する大学院の課程（同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年を超えない範囲内の期間に限るものとする。

- 3 自己啓発等休業をしようとする職員は、自己啓発等休業を希望する期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにして、当該自己啓発等休業開始予定日の 1 月前までに自己啓発等休業承認請求書（別記様式第 1 号）を学長に提出するものとする。
- 4 学長は、前項の自己啓発等休業の請求を受けたときは、当該自己啓発等休業の承認の可否を決定し、当該請求者に対し、自己啓発等休業取扱通知書（別記様式第 2 号）により、その結果を通知するものとする。
- 5 学長は、自己啓発等休業の承認の請求をした職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第 4 条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第 2 項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、学長が認める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。
- 3 自己啓発等休業の期間の延長については、前条の規定を準用する。

（自己啓発等休業中の身分等）

第 5 条 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 3 自己啓発等休業をしている職員は、その承認を受けたときに占めていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。
- 4 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第6条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職となった場合には、その効力を失う。

2 学長は、自己啓発等休業をしている職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたこと、その他次の各号に定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること、又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないこと、その他の事情により、当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(職務復帰)

第7条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第8条 自己啓発等休業をした職員が、職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学(職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては3分の3以下、それ以外のものにあつては2分の1以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日(国立大学法人高知大学職員給与規則第19条第1項に規定する学長が別に定めるものは、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日)に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 自己啓発等休業をした職員が、職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

(自己啓発等休業をした職員についての退職手当の特例)

第9条 国立大学法人高知大学職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）第8条の4第1項及び第9条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同規則第8条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当規則第9条第4項の規定の適用については、同項中「その期間の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その期間（国立大学法人高知大学職員の自己啓発等休業に関する規則第2条第4項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第2項又は第3項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の効率的な運営に特に資するものと認められる場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（報告等）

第10条 自己啓発等休業をしている職員は、学長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の状況について学長に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 学長は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（雑則）

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第111号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日規則第110号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 30 日規則第 58 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式第2号（第3条関係）

自己啓発等休業取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人高知大学長

あなたが 年 月 日にされた自己啓発等休業承認請求について、国立大学法人高知大学職員の自己啓発等休業に関する規則第3条第4項に基づき、下記のとおり通知します。（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）

記

<p>1 休業の期間等</p>	<p>※請求のケースにより以下の例により記載する。 ・請求どおり 年 月 日から 年 月 日まで休業することを承認します。 ・請求を不承認としましたので、休業をすることはできません。</p>
<p>2 休業期間中の給与等の取扱い</p>	<p>(1) 休業期間中については給与・諸手当を支給しません。 年 月の賞与については、勤務期間等により調整した額を支給します。 (2) 所属は のままとします。 (3) 休業期間中の共済掛金は、組合員負担分を各月ごとに期日までに大学に支払わなければなりません。 (4) 地方税については、市区町村より直接納税通知書がいきますのでそれに従って支払って下さい。 (5) 文部科学省共済組合の貸付を利用している場合、休業期間中は毎月掛金等納入通知書を送付しますので、元金と利息を指定日までに指定口座に振込むか、(担当係名)に持参して下さい。</p>
<p>3 復職後の労働条件等</p>	<p>(1) 復職後のあなたの基本給は 職 () 級 号です。 (2) 年 月の賞与については勤務期間等により調整した額を支給します。 (3) 退職金の算定に当たっては、休業により全く勤務した日のなかった月数を勤続期間から除算します。 (4) 復職後は原則として で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了前までに正式に決定し通知します。 (5) 年の年次有給休暇は、 年 月 日から 月 日までの一暦年に、繰り越し分を除いて 日請求できます。</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) あなたが大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合等、あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、速やかに所属部署の(担当係名)へ連絡してください。この場合の休業終了後の出勤日については、大学と話し合って決定していただきます。 (2) 休業期間中についても大学の福利厚生施設を利用することができます。 ※その他必要な事項は「国立大学法人高知大学職員の自己啓発等休業に関する規則」の定めるところによります。</p>